

## 職員の処分について

当町職員の収賄事件に関しまして、本人への聴き取り等を踏まえ、8月25日付けで懲戒免職処分といたしました。また、当該職員の管理監督者についても、同日付けで懲戒処分を行いました。

職員が収賄事件を起こしたことは、町民の信頼を著しく損ねるもので、誠に遺憾であり、町民の皆様に対し、改めて、心からお詫び申し上げます。

町といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員に対し、法令遵守の徹底を改めて意識付けるとともに、引き続き、町民の皆様の信頼回復に向け、職員が一丸となって全力で再発防止に取り組んでまいります。

令和7年8月26日  
海田町長 竹野内 啓佑

### 1 概要

令和7年6月11日に収賄の容疑で逮捕、同月30日に同容疑で起訴されていた職員及び当該職員の管理監督者に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

#### 【当該職員】

令和5年1月から令和6年10月までの間、8回にわたり、梨真興業株式会社代表取締役から代金122,790円相当の接待を受け、現金8万円の借金を借り受け、刑法第197条第1項（収賄罪）により起訴された。

#### 【管理監督者】

部下職員の収賄事件において、監督者としての権限の行使が不十分・不適切であるために部下の職務上の非違行為が発生し、継続したことについて、監督者としての義務に違反し、職務を怠った。

### 2 処分年月日

令和7年8月25日

### 3 処分内容等

#### 【当該職員】

所属	職位	年代	処分内容
建設部建設課	技師	20歳代	免職

#### 【管理監督者】

所属	職位	年代	処分内容
建設部	部長	50歳代	戒告
建設部建設課	課長	50歳代	戒告